

**【必ずお読みください】**

お客様は、この使用許諾契約に基づき株式会社NTTデータ（以下、「弊社」といいます）がご提供する「達人シリーズ（申告書作成ソフト）」（プログラムとマニュアル、以下「本ソフトウェア」といいます）を日本国内で使用するにあたり、以下のソフトウェア使用許諾契約（以下、「本契約」といいます。）の内容に同意していただく必要があります（同意いただけない場合、お客様は、本ソフトウェアを使用することはできません。）。

本契約の内容を十分にご確認の上、本契約に同意いただける場合は、本画面下部の「同意する」ボタンをクリック又は押下し、ダウンロード/インストールを行ってください。

なお、ユーザ登録がお済みでないお客様は、本ソフトウェアをお客様にお届けする際に同封された「お問い合わせ窓口」記載の弊社連絡先までご連絡ください（弊社特約店からご購入されたお客様は特約店までご連絡ください）。ユーザ登録がなされない場合、本契約第3条第3号に規定するサービスをご利用いただけない可能性があります。

## 達人シリーズ（申告書作成ソフト）使用許諾契約

### （契約の成立）

第1条 お客様は、本画面下部の「同意する」ボタンをクリック又は押下した場合に、本契約の内容に同意したものとみなされ、このお客様の同意をもって、本契約は成立するものとします。

### （著作権）

第2条 本ソフトウェアに関する著作権等の一切の知的財産権は弊社または弊社に権利を許諾する第三者に帰属し、日本国著作権法並びにその関連して適用される法律及び国際条約条項によって保護されています。

2 本ソフトウェアにオープンソースソフトウェア（以下「OSS」といいます）が含まれる場合、本ソフトウェアに同梱されているOSSライセンスが適用されるものとします。

### （使用許諾）

第3条 弊社は、お客様が弊社に対して購入を申込み、これに基づき弊社がお客様に別途提供する「達人シリーズユーザライセンス証書（申告書作成ソフト）」（以下「ライセンス証書」といいます）の「商品名」に記載されたソフトウェアについて、ライセンス証書記載の利用期間（以下「利用期間」といいます）、日本国内において、以下の各号に規定した内容の非独占的な使用を許諾します。

(1) お客様は、本ソフトウェアをライセンス証書記載のグレードごとに、以下の台数のコンピュータにおいて使用することができます。

- ・達人シリーズ Light Edition 1 ライセンス：1台のコンピュータ
- ・達人シリーズ Standard Edition 1 ライセンス：1台のコンピュータ
- ・達人シリーズ Professional Edition 1 ライセンス：同一事業所の同一構内におけるネットワーク（LAN）の複数のコンピュータ（台数については制限なし）

なお、達人シリーズ Light Edition 及び達人シリーズ Standard Edition は、お客様が複数のライセンスを購入した場合でも、同一事業所の同一構内におけるネットワーク（LAN）においては1台のコンピュータでしか使用することができません。

(2) お客様は、本ソフトウェアを使用する目的で、複製（ハードディスク等へのインストールを含む）し使用することができます。また、不慮の事故に備えて一部のみ複製物（バックアップ・コピー）を作成することができます。なお、お客様によって複製された本ソフトウェアについても本契約が適用されます。

(3) お客様は、利用期間に限り、以下のサービスを利用できます。

- ・本ソフトウェアの操作方法に関する不明な点を、本ソフトウェアをお客様にお届けする際に同封された「お問い合わせ窓口」記載の弊社連絡先、又は別途弊社「達人シリーズ」が提供するお問い合わせ先にお問い合わせいただけます。ただし、本ソフトウェアの操

作方法に直接関係しない内容や、税法解釈等に関する内容は除外させていただきます。なお、電話によるお問い合わせは、祝祭日と弊社休業日を除く月曜日から金曜日の9:00～12:00及び13:00～17:00に限り受け付けます。

- ・弊社特約店からご購入されたお客様は、上記お問い合わせについては特約店までご連絡ください。
  - ・税制改正への対応や機能強化によるバージョンアッププログラムおよびマニュアルをご提供いたします。なお、税制改正への対応範囲およびその提供時期については弊社が定めるものとし、バージョンアッププログラムおよびマニュアルについても本契約が適用されるものとします。（ダウンロード版の場合は、バージョンアッププログラムおよびマニュアルは、インターネットダウンロードでのご提供となります。）
  - ・「破損データの調査」「コンピュータ環境の調査」等、本ソフトウェアの操作方法に関するご説明以外のサポートについては、別途有償となる場合があります。また、技術面の問題等によりお断りすることがあります。
- (4) お客様が、本ソフトウェアのオプション機能ソフトウェア（以下「カスタマイズオプション」）をご購入される場合、カスタマイズオプションについても本契約が適用されるものとします。お客様は、利用期間に限り、本契約に従い使用するものとします。

#### （禁止事項）

- 第4条 お客様は、本ソフトウェア及びその複製物を、本契約に明示されている場合を除き、譲渡、貸与、リース、公衆送信（ネットワークに接続された機器へのアップロード行為を含む）、及びその他の方法による第三者への提供を行ったり、再使用許諾したりすることはできません。
- 2 お客様は、本ソフトウェアの全部又は一部について、翻訳、翻案、修正、改変、追加、及び逆コンパイル、逆アセンブル等のリバースエンジニアリング（実行ファイル、オブジェクトコード等を解析して人間が読み取り可能な形式に変換すること）を行うことはできません。
  - 3 お客様は、本ソフトウェアに表示された著作権表示を削除することはできません。
  - 4 お客様は、本ソフトウェアの表示画面及び印刷物を利用した出版物などの作成はできません。
  - 5 お客様は、弊社の書面による承諾を得ることなく、本契約に定められる条件を超えて、本ソフトウェアを使用したり、本契約上の地位、本契約上の権利又は義務の全部又は一部を第三者に譲渡したりすることはできません。

#### （保証）

- 第5条 弊社は、本ソフトウェアに瑕疵があった場合、ご購入日から30日間に限り、弊社の判断に基づき、本ソフトウェアを交換するか又は本ソフトウェアの代金を限度として保証します。ただし、瑕疵の原因が弊社の責に帰すべきものでない事由（OSSの瑕疵、権利侵害等に起因する事由及び当該OSSとその他のソフトウェア若しくはハードウェアを組み合わせたことに起因する事由等を含むがこれらに限られない）であると認められたときは、この限りではありません。なお、本ソフトウェアに関する弊社の責任は、上記の範囲に限られ、その他一切の責任を負うものではありません。

#### （機密保持）

- 第6条 お客様は、本契約により提供される本ソフトウェア、その関連書類等の情報及び本契約の内容のうち公然と知られていないものについて、その機密を保持するものとし、弊社の承諾を得ることなく、いかなる第三者に対しても開示又は漏洩してはなりません。

#### （仕様変更等）

- 第7条 弊社は、本ソフトウェアの仕様を事前にお客様へ通知することなく変更し、または本ソフトウェアの提供を廃止する場合があります。

#### （弊社からの利用契約の解除）

- 第8条 弊社は、お客様が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、お客様への事前の通知若し

くは催告を要することなく利用契約の全部若しくは一部を解約することができるものとします。

- (1) 利用申込書、利用変更申込書その他通知内容等に虚偽記入又は記入もれがあった場合
- (2) 支払停止又は支払不能となった場合  
(弊社が指定した期日までにお客様が利用料金等又は遅延損害金を支払わなかった場合を含む)
- (3) 手形又は小切手が不渡りとなった場合
- (4) 差押え、仮差押え若しくは競売の申立があったとき又は公租公課の滞納処分を受けた場合
- (5) 破産、会社更生手続開始若しくは民事再生手続開始の申立があったとき又は信用状態に重大な不安が生じた場合
- (6) 監督官庁から営業許可の取消、停止等の処分を受けた場合
- (7) 利用契約等に違反し弊社がかかる違反の是正を催告した後合理的な期間内には是正されない場合
- (8) 解散、減資、営業の全部又は重要な一部の譲渡等の決議をした場合
- (9) 利用契約を履行することが困難となる事由が生じた場合

2 お客様は、前項による利用契約の解約があった時点において未払いの利用料金等又は支払遅延損害金がある場合には、弊社が定める日までにこれを支払うものとします。

(契約の終了)

第9条 本契約は、利用期間の終了日をもって終了するものとします。

- 2 前項にかかわらず、お客様は、自らが複製した本ソフトウェア及びその複製物の全てを消去又は破棄することにより、本契約を終了させることができます。
- 3 第1項にかかわらず、お客様が本契約に違反した場合、本契約は終了します。その場合、お客様は、本ソフトウェア及びその複製物の全てを直ちに消去又は破棄することとします。
- 4 お客様は、理由の如何を問わず、本ソフトウェア使用の終了について、弊社に対し補償金その他いかなる名目での支払いも請求することはできません。
- 5 本契約終了後も、第5条、第6条、第12条の規定は有効に存続するものとします。

(反社会的勢力との関係排除)

第10条 弊社は、次の各号に定める事項を表明し、保証するものとします。

- (1) 自己及び自己の役員が反社会的勢力(平成19年6月19日付犯罪対策閣僚会議発表の『企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針』に定義する「反社会的勢力」をいう。以下同じ。)でないこと、また反社会的勢力でなかったこと
- (2) 自己及び自己の役員が、自己の不当な利得その他目的の如何を問わず、反社会的勢力の威力等を利用しないこと
- (3) 自己及び自己の役員が反社会的勢力に対して資金を提供するなど、反社会的勢力の維持運営に協力しないこと
- (4) 自己及び自己の役員が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しないこと
- (5) 自己及び自己の役員が自ら又は第三者を利用して、お客様に対し暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求を行い、お客様の名誉や信用を毀損せず、また、お客様の業務を妨害しないこと

(輸出管理)

第11条 お客様は、本ソフトウェア及びそれに含まれる技術を海外に持出し又は非居住者に提供する場合は、経済産業大臣の輸出許可を取得するなど、関連法規に基づき適正な手続きをとるものとします。

(管轄裁判所及び準拠法)

第12条 本契約に関する一切の紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所として処理するものとします。

- 2 本契約の成立及び効力並びに本契約に関して発生する問題の解釈及び履行等については、日本の法律に準拠するものとします。

適用日 2018年9月14日 制定

株式会社NTTデータ